

「消防力の基準」の位置付け

1 意義

- (1) 「消防力の基準」は、市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務並びに人命の救助等を確実に遂行し、当該市町村の区域において消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について定めるもの。
- (2) 消防力について、国が全国的に適用される共通の指針を示し、市町村消防の原則の下に、住民に対して直接責任を負う市町村を支援することを通じて、消防力の水準確保を図ろうとするもの。
- (3) 市町村は、消防力の基準に基づく数値をもとに、地域の実情を加味して、消防施設や人員についての基準数値を自主的に決定し、消防力の計画的な整備を推進することになる。

2 法的根拠

消防組織法第20条の「消防庁長官は、必要に応じ、消防に関する事項について都道府県又は市町村に対して助言を与え、勧告し、又は指導を行うことができる。」という規定に基づいて、消防庁告示という形式で制定されたもの。したがって、法的な意味で拘束力を持つものではない。

3 性格

- (1) 平成12年改正以前

市町村が整備すべき必要最小限の消防力を示すもの

昭和36年に、市町村が火災の予防、警戒等を行うために必要な最小限の施設、人員を定めることを目的として、制定された。その後、消防機器の性能向上や災害事象の多様化等を受けて、5度にわたる一部改正を行ったが、「必要最小限」という性格自体は維持された。



- (2) 平成12年改正後

市町村が適正な規模の消防力を整備するにあたっての指針

地方分権の趣旨や消防需要の変化等を反映させた基準とする観点から、平成12年に全面改正。それまでの「必要最小限」の基準という性格が改められた。

市町村消防施設整備等の現況（速報値）

施設等	区分	平成15年4月1日現在	平成12年4月1日現在
消防ポンプ自動車	算定数(A)	23,344 台	23,499 台
	整備数(B)	22,299 台	22,386 台
	(B)/(A)	95.5 %	95.3 %
はしご自動車	算定数(A)	1,523 台	1,542 台
	整備数(B)	1,264 台	1,261 台
	(B)/(A)	83.0 %	81.8 %
化学消防車	算定数(A)	1,446 台	1,535 台
	整備数(B)	1,226 台	1,307 台
	(B)/(A)	84.8 %	85.1 %
救助工作車	算定数(A)	1,457 台	1,453 台
	整備数(B)	1,238 台	1,149 台
	(B)/(A)	85.0 %	79.1 %
救急自動車	算定数(A)	4,927 台	4,863 台
	整備数(B)	4,712 台	4,574 台
	(B)/(A)	95.6 %	94.1 %
消防水利	算定数(A)	1,689,682 基	1,762,021 基
	整備数(B)	1,350,279 基	1,384,657 基
	(B)/(A)	79.9 %	78.6 %
消防職員	算定数(A)	205,136 人	200,398 人
	現員数(B)	155,016 人	153,363 人
	(B)/(A)	75.6 %	76.5 %

化学消防車の整備数の積算方法については、今回、積算の合理性をより高めているが、平成12年調査分に関しても、同様の考え方に立ち補正を行っている。

消防職員の現況詳細（速報値）

消防職員全体

施設等	区分	平成15年4月1日現在	平成12年4月1日現在
消防職員	算定数(A)	205,136 人	200,398 人
	現員数(B)	155,016 人	153,363 人
	(B)/(A)	75.6 %	76.5 %

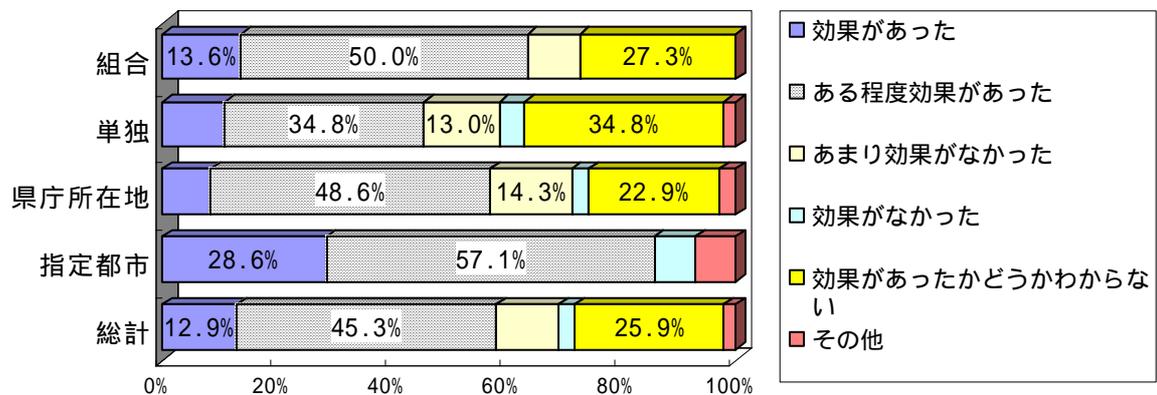
消防職員の内訳詳細

消防車両等に搭乗する職員数 (ポンプ車・はしご車・化学車・救助工作車・救急車等)	算定数(A)	131,008 人	127,395 人
	現員数(B)	86,304 人	85,403 人
	(B)/(A)	65.9 %	67.0 %
予防要員	算定数(A)	16,252 人	16,099 人
	現員数(B)	11,269 人	11,056 人
	(B)/(A)	69.3 %	68.7 %
通信員	算定数(A)	現員数に同じ	現員数に同じ
	現員数(B)	9,491 人	9,207 人
消防司令長等	算定数(A)	現員数に同じ	現員数に同じ
	現員数(B)	31,771 人	30,791 人
庶務要員その他	算定数(A)	現員数に同じ	現員数に同じ
	現員数(B)	16,181 人	16,906 人

「消防力の基準」に関する地方公共団体意向調査の結果より抜粋

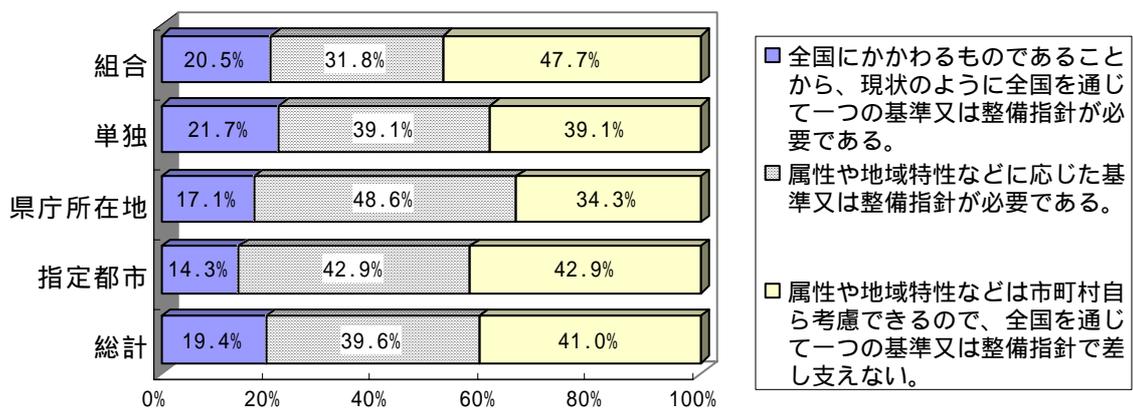
実施年月：平成15年10・11月
対象団体：139消防本部・465市町村

問 12年の改正において、「消防力の基準」は、「必要最小限度」の基準から、「市町村が適正な規模の消防力を整備するにあたっての指針」へと性格を改めましたが、この改正について、どのように考えますか。



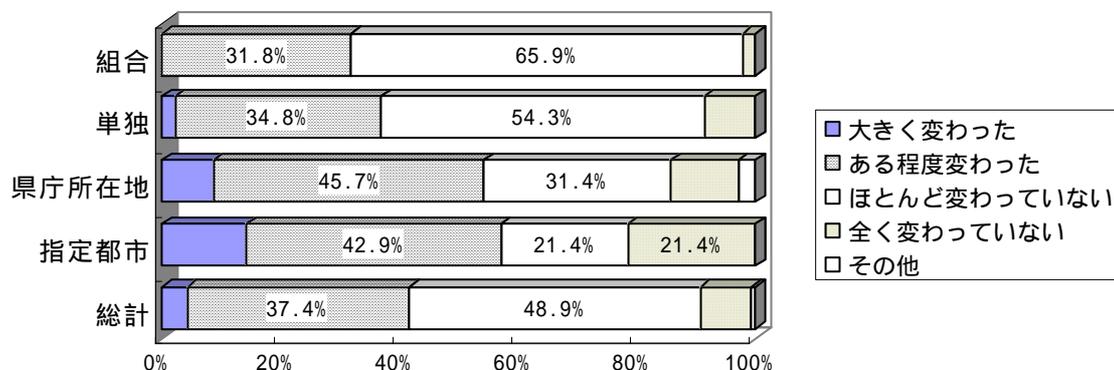
- ・「効果あり」、「ある程度効果あり」が全体の6割弱を占める
- ・規模が大きい本部ほど、効果に対する認識は高い傾向

問 全国を通じて一つの基準又は整備指針を定めることについて、どのように考えますか。



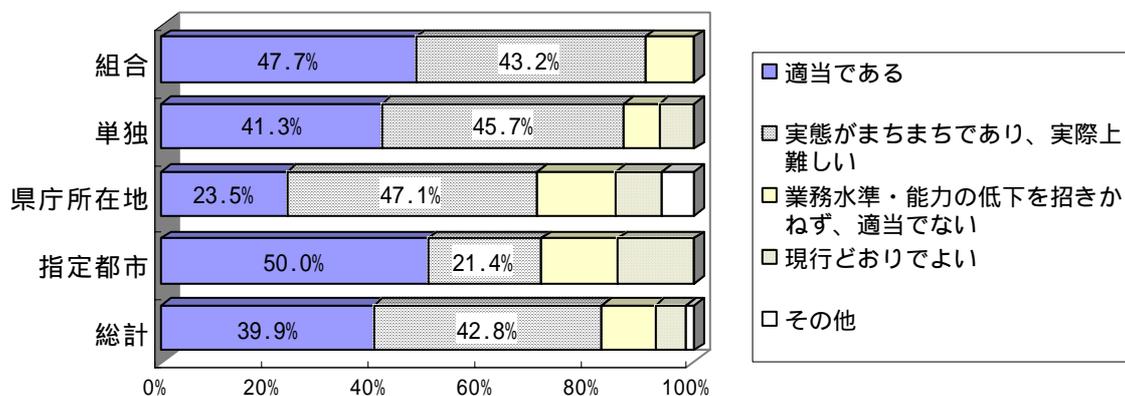
- ・基準又は整備指針に対して多様性を求める傾向がある
- ・地域特性を考慮できるため、消極的に現状維持を求める意見も多い

問 12年の改正を受けて、市町村において具体的な整備計画の中味や数値が変わりましたか。



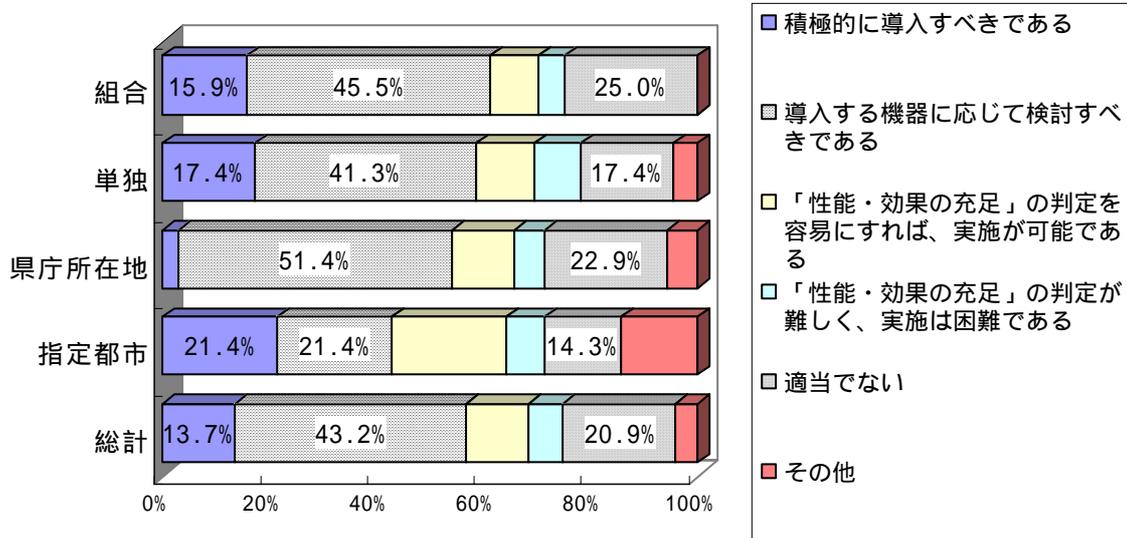
- ・改正後も、影響がないか乏しい本部が半数を超える
- ・規模が大きい本部ほど、影響が表れている傾向

問 現行の基準では、職員数は専任を前提に算定されていますが、多様な形態を踏まえ、兼務を前提に算定することについて、どのように考えますか。



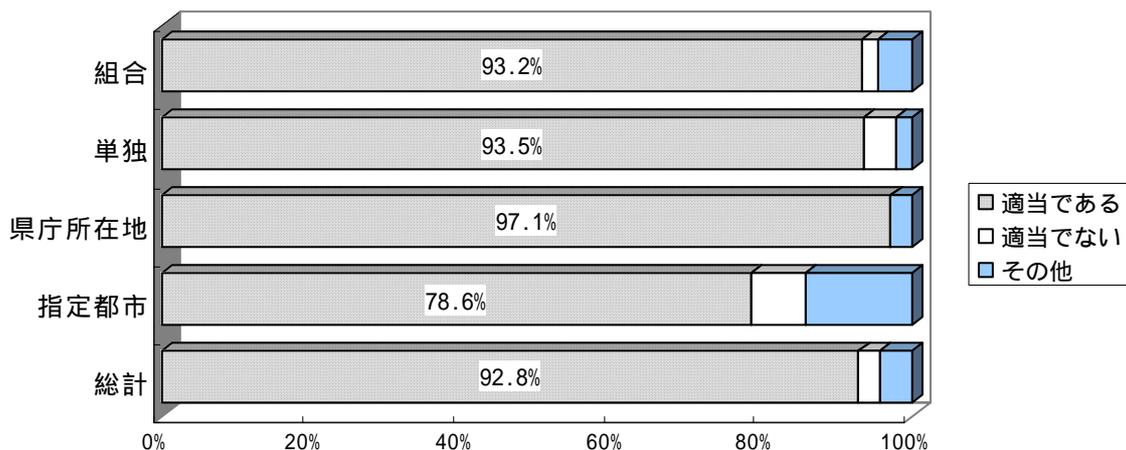
- ・算定上の困難さを指摘する意見がもっとも多い
- ・「適当である」が全体の4割、指定都市では半数を占める

問 消防ポンプ自動車の搭乗人員に関して、性能・効果の充足（電動ホースカーや署活動系無線機の導入など）を前提にして、4人又はそれ以下の人員とすることについて、どのように考えますか。



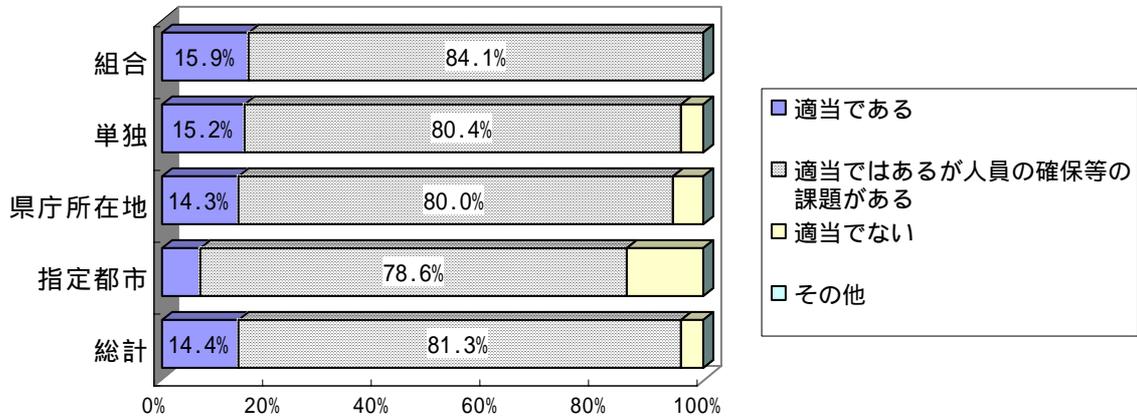
- ・ 積極的、条件付きを合わせた、「導入すべき」との意見が約7割を占める
- ・ 指定都市では、「積極的」「機器に応じて」「判定を容易にすれば」の3肢が2割強で同率

問 警防（消火）活動における指揮体制・人員などに係る基準又は整備指針を設けることについて、どのように考えますか。



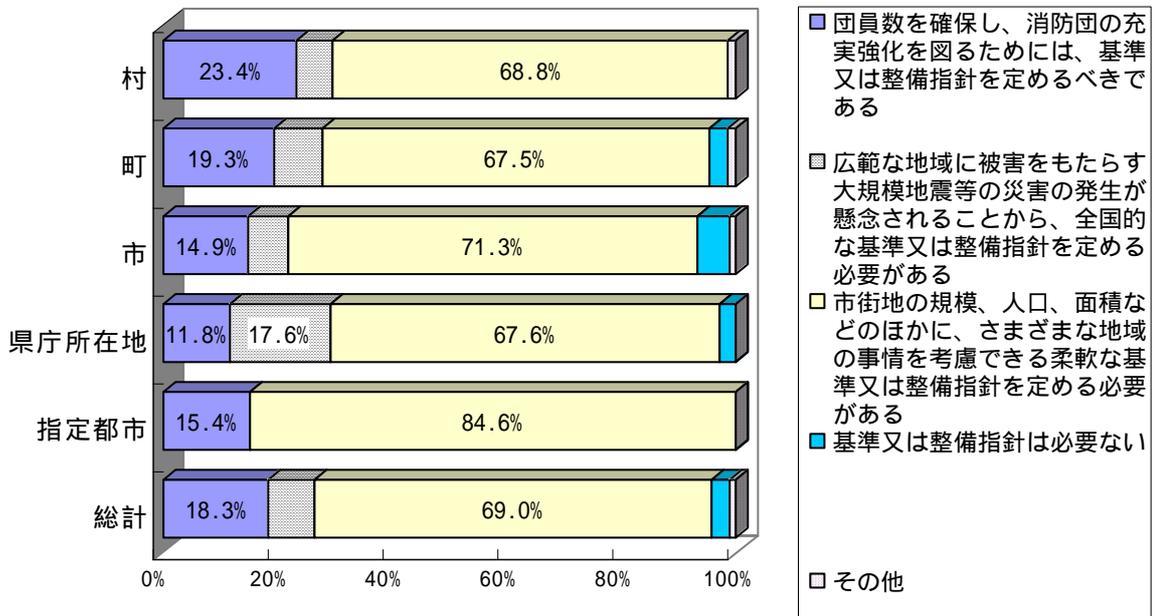
- ・ 「適当である」が圧倒的に多く、9割強

問 予防業務を担当する職員に関して、業務内容の高度化・専門化を踏まえ、一定の資格要件（資格、経験年数、研修等）を課すべきであるとの意見について、どのように考えますか。



- ・積極的、条件付きを合わせた賛成意見が圧倒的に多く、9割強を占める
- ・「適当でない」が、指定都市ではやや多い

問 消防団員数の基準又は整備指針を定めることについて、どのように考えますか。



- ・指定都市を除き、規模が小さい市町村ほど、「消防団の充実強化のために基準が必要」が多い
- ・県庁所在地では、「大規模地震等の懸念」がやや多い
- ・「地域事情を考慮できる基準」が、圧倒的に多く、7割弱を占める
- ・「必要ない」は、きわめて少ない